



平成30年度国民健康保険税納税 通知書は6月15日(金)に発送予定です

国民健康保険の納税義務者は世帯主です。世帯主が国保加入者でない場合でも世帯主(納税義務者)あてに通知します。後期高齢者医療保険料決定通知書(納入通知書)は、7月中旬に郵送します。

☎ 国保年金課・内線354、455

■ 納付方法(納税通知書の「徴収方法」欄に記載)

①普通徴収(納付書・口座振替)による保険税の納付は、1年分(4月～翌年3月の12か月分)を10回に分けて納めていただきます。納期限は納税通知書、納付書内に記載されていますので必ず納期限までに納めてください。

②特別徴収(年金から天引き)は、年金支給月に仮徴収と本徴収により納めていただきます。仮徴収(4・6・8月)は前年度の保険税額を案分した額を徴収します。本徴収(10・12・2月)は仮徴収を差し引いた残りの税額を3回に分けて徴収します。
※引き続き特別徴収となる方は、2月に徴収した保険税額と同額を仮徴収します。
※世帯主が年度途中で75歳になり、後期高齢者医療保険に移行する場合は、その年度の特別徴収は行ないません。

■ 国保に加入するとき、やめるとき

必ず国保年金課または行政サービスセンターで届け出をしてください。

■ 納付が困難な場合は、早めに納税相談を!

保険税を滞納すると延滞金が加算されます。納付が困難な場合は分割による納付方法などがありますので、ご相談ください。

国民健康保険税の算定方法

保険税の算定方法は、年齢により異なります。

- ◎40歳未満の方＝医療分＋後期高齢者支援金分
- ◎40歳以上65歳未満の方＝医療分＋後期高齢者支援金分＋介護分
- ◎65歳以上75歳未満の方＝医療分＋後期高齢者支援金分

※年度の途中で75歳になり後期高齢者医療保険に移行する方の保険税は、誕生日の前月までで算定しています。

■ 1年間の国民健康保険税はこうして算定されます

※医療分の賦課限度額は54万円から58万円に改正されました。

	所得割額	均等割額	平等割額
医療分	(前年中の総所得金額等 －基礎控除額33万円) ×7.25% ※賦課限度額は、58万円です。	国保加入者数 ×1万8000円	特定世帯以外 1万8600円 特定世帯※ ① 9300円 特定継続世帯※ ② 1万3950円 ※特定世帯および特定継続世帯とは、国民健康保険に加入していた方が後期高齢者医療保険に移行されたことにより、その世帯で国民健康保険に残る方が1人だけになる世帯のことです。特定世帯①は1人となつてから5年以内の世帯です。特定継続世帯②は①の5年間経過後、3年以内の世帯です。
後期高齢者支援金分	(前年中の総所得金額等 －基礎控除額33万円) ×2.00% ※賦課限度額は、19万円です。	国保加入者数 ×4200円	
介護分	(前年中の総所得金額等 －基礎控除額33万円) ×1.55% ※賦課限度額は、16万円です。	介護保険第2号 被保険者数(40歳 ～65歳未満の方) ×1万2600円	

※年度の途中で40歳になる方は、その月(1日が誕生日の方は前月)から課税となるため税額変更通知を送付します。

手続き簡単!

普通徴収でのお支払いは
便利な口座振替で

口座振替にすると自動的に引き落とされ翌年以降も継続されます。手続きは簡単です。
口座振替依頼書(国保年金課、市内の各金融機関および郵便局に用意)、預貯金通帳と通帳届出印をお持ちのうえ、下記金融機関の窓口でお申し込みください。

☑ 口座振替取扱金融機関一覧 ※通常、手続きを行った2カ月後の月末からの振替となります。
●銀行…千葉・三菱UFJ・京葉・千葉興業・三井住友・常陽・みずほ・りそな・筑波・ゆうちょ ●信用金庫…千葉・東京ベイ・水戸 ●その他…ちば東葛農業協同組合・中央労働金庫



空家等の適切な管理をお願いします

空家等の管理は所有者の責務です。放置しておく、防災、防犯、衛生、景観等の面から地域の生活環境に悪影響を及ぼします。空家等の所有者は、空家等の状態を定期的に確認するなど、周辺環境に配慮した適切な管理をお願いします。

☎ 市民安全課・内線486

市では、良好な生活環境の保全及び安全で安心なまちづくりの推進に寄与することを目的に(公社)我孫子市シルバー人材センターと「空家等の適正な管理の推進に関する協定」を締結しました。除草や剪定でお困りの方はご利用ください。※有料 ☎ (公社)我孫子市シルバー人材センター ☎ 7188-2200



パブリックコメント

ご意見をお聞かせください

我孫子市民体育館の設置 及び管理に関する条例(案)

趣旨 市民体育館庭球場の改修に伴い使用料を改正するもの

公表期間 6月5日(火)～7月6日(金)
提出先・☎ 〒270-1166 我孫子1684教育委員会文化・スポーツ課 ☎ 7185-1160 4階7185-1760

我孫子市火災予防条例の 一部を改正する条例(案)

趣旨 違反対象物に係る公表制度を

開始することに伴い条例改正をするもの

公表期間 6月6日(水)～7月5日(木)
提出先・☎ 〒270-1166 我孫子1847の6消防本部予防課 ☎ 7181-7702 4階7184-10120

【共通】

閲覧場所 担当課、行政情報資料室(市役所本庁舎1階)、各行政サービスセンター、アビスタ、湖北地区公民館、市民プラザ、各近隣センター、各図書館分館、市ホームページ
意見の提出方法 意見書に明記のうえ公表期間中に①担当課へ郵送・ファクス・持参②ちば電子申請サービス③閲覧場所の窓口へ提出または備え付けの意見書投函箱に投函



我孫子市民プラザの 指定管理者を募集

指定期間満了に伴い、次のとおり指定管理者を公募します。

施設名 我孫子市民プラザ

指定期間 平成31年4月1日～平成34年3月31日

業務内容 市民による文化活動・サークル活動などの場の提供、施設の管理、運営

募集要領等の配布期間 6月1日(金)～30日(土)午前8時30分～午後5時(市ホームページからダウンロード可) ※窓口配布は平日のみ

申請書の受付 7月2日(月)～4日(水)

施設見学日 6月5日(火)午後5時～6時まで(要申込)
配布場所・☎・☎ 市民活動支援課 ☎ 7185-1148



市・県民税の 納税通知書を発送します

個人の市・県民税の納税通知書は6月11日(月)に発送する予定です。

納付期限 普通徴収第1期…7月2日(月)

納付場所 納付書裏面に記載の金融機関またはコンビニエンスストア

◎65歳以上の方へ

～公的年金(老齢基礎年金等)からの引き落としについて～

年金受給者の納税の利便性や徴収事務の効率化のため、市・県民税を公的年金から引き落とす制度を平成21年10月から実施しています。

4月1日現在、65歳以上(昭和28年4月2日以前生まれ)の公的年金の受給者で、前年中の年金所得に係る市・県民税の納税義務のある方が対象です。

○今年から新たに公的年金から引き落としになる方

6・8月は年税額の4分の1ずつを納付書で納めていただき、10・12・2月は公的年金の支払い時に年税額の6分の1ずつが引き落としされます。

○引き続き公的年金から引き落としになる方

4・6・8月は前年度の年税額の6分の1ずつが引き落としされます。また、10・12・2月は公的年金の支払い時に年税額から4・6・8月に引き落とされた税額を差し引いた残りの税額の3分の1ずつが引き落としされます。

※年税額、各月の徴収税額については、納税通知書でご確認ください。

※平成30年度分の市・県民税の証明書は6月1日(金)から交付します。

☎ 課税課◎納税通知書について・内線357◎証明書について・内線457

<ピクトグラム> シンプルなマークで記事の情報を伝えます

- …パブリックコメント
- …お知らせ
- …お出かけ
- …講演・講座・教室
- …募集
- …健康・検診
- …予防接種